

**一般社団法人 東北臨床研究審査機構**  
**共同臨床研究審査委員会 標準業務手順書 新旧対比表**

新	旧	改訂理由
<p><b>表紙</b></p> <p>作成日：2020年8月13日。 版 数：第12版</p>	<p><b>表紙</b></p> <p>制定日：2020年4月1日。 版 数：第11版 承認日：2020年3月31日</p>	改訂による更新
<p><b>第1章 共同臨床研究審査委員会</b> (共同臨床研究審査委員会の設置等)</p> <p>第2条 一般社団法人東北臨床研究審査機構（以下、「ACTIVATO」という。）は、共同臨床研究審査委員会（以下、「共同IRB」という。）を設置する。</p> <p>種類： 一般社団法人が設置した治験審査委員会 名称： 一般社団法人 東北臨床研究審査機構 共同臨床研究審査委員会</p>	<p><b>第1章 共同臨床研究審査委員会</b> (共同臨床研究審査委員会の設置等)</p> <p>第2条 一般社団法人東北臨床研究審査機構（以下、「ACTIVATO」という。）は、共同臨床研究審査委員会（以下、「共同IRB」という。）を設置し、その設置者は、ACTIVATO代表理事とする。</p> <p>種類： 一般社団法人が設置した治験審査委員会 名称： 一般社団法人 東北臨床研究審査機構 共同臨床研究審査委員会 <u>設置者及び所在地：</u> <u>設置者：一般社団法人 東北臨床研究審査機構 代表理事 青木 正志</u> <u>所在地：宮城県仙台市青葉区上杉一丁目6番10号</u></p>	<p>削除</p> <p>※今後、住所や設置者の変更に伴うSOPの改訂の必要がないように住所と設置者を削除いたしました。</p>
14 2020年8月13日一部改訂、同日施行。	(なし)	追記